

○勤務先から町に給与支払報告書が提出されている方  
○確定申告をしている方の税法書が提出されている方  
○扶養となつていて扶養上の扶養申告義務者が申告をせず、後

平成24年1月1日現在、当町に住所がある方の平成23年中の所得について申告をしていただきます。所得が全くなかつた方、雑損控除や扶養控除等の諸控除を受ける方も申告が必要となります。なお、次のいずれかに該当する場合は申告の必要はありません。

- 日本年金機構などから町に公的年金の支払報告書が提出されている方
- 勤務先から町に給与支払報告書が提出されている方
- 年の途中で退職し、再就職をせざるを得ない方
- 扶養となつていて扶養上の扶養申告義務者が申告をせず、後

# 町県民税・所得税の申告受付が始まります

申告は正しくお早めに!  
受付期間は2月16日(木)から  
3月15日(木)までです

## 町県民税の申告

農業所得のある方を対象に事前相談会を2月2日(木)から4日(土)まで開催します。

所得税の申告

次に該当する方は申告が必要となります。

- 平成23年中の給与の収入金額が2,000万円を超える方
- 給与所得や退職所得以外の所得金額(収入金額から必要経費を控除した後の金額)の合計額が20万円を超える方
- 給与を2ヶ所以上から受けている方
- 事業所得や不動産所得などがある方で、平成23年中の各種の所得の合計額が基礎控除等の諸控除の合計額を超える方

## 還付申告ができる場合

- 給与所得や退職所得のある方で、雑損控除、医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除などを受けることができる方

○お問い合わせ  
古河税務署  
(32)4161(代)  
1966(直通)  
(84)

月日	曜日	受付時間	受付対象行政区	町県民税の申告	月日	曜日	受付時間	受付対象行政区
					3/1	木	午前9時～午後4時	元栗橋
2/16	木	午前9時～午後4時	元栗橋		3/2	※	木	午前9時～午後4時
2/17	金	〃	川妻		3/5	月	〃	小手指
2/20	月	〃	小手指		3/6	火	〃	堀之内新幸谷
2/21	火	〃	堀之内新幸谷		3/7	※	水	小福田山王
2/22	水	〃	小福田山王		3/8	木	〃	大福田山王
2/23	木	〃	大福田山王		3/9	金	〃	江川幸主
2/24	金	〃	江川幸主		3/12	月	〃	冬木両新田
2/27	月	〃	冬木両新田		3/13	火	〃	土与部原宿台
2/28	火	〃	土与部原宿台		3/14	水	〃	指定日にできなかつた人
2/29	水	〃	指定日にできなかつた人		3/15	木	〃	指定日にできなかつた人

- ◆正午から午後1時までの時間は、受付をご遠慮願います。
- ◆指定日に申告できなかつた方は、必ず期限内に申告を済ませてください。
- ◆税務署から、申告日時の指定を受けている方は、役場では受付ができません。  
(特に譲渡所得のある方はご注意ください。)
- ◆※の日は、税理士による受付も予定しています。

申告書の作成は便利な国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。  
画面の案内に従つて金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。また、作成したデータは、「e-Tax電子申告」を利用して提出できます。詳しくはホームページをご覧ください。